

## 第1回青森市農業委員会総会 議事録

1. 開会日時： 平成30年4月5日（木）午後2時00分

2. 開会場所： ラ・プラス青い森 2階 メープル

3. 閉会日時： 平成30年4月5日（木）午後3時57分

### 4. 議 案

議案第1号 青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第2号 青森市農業委員会総会会議規則の一部改正について

議案第3号 青森市農業委員会選挙事務取扱規程の一部改正について

議案第4号 青森市農業委員会事務処理規程の一部改正について

議案第5号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約の制定について

議案第6号 青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会設置要綱の制定について

議案第7号 青森市農業委員会の運営に関する規約の一部改正について

議案第8号 青森市農業委員会運営協議会委員の選任について

議案第9号 青森市農業委員憲章の廃止について

議案第10号 青森市農業委員会憲章の制定について

議案第11号 平成30年度の主な事業計画について

議案第12号 「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び  
「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について

議案第13号 農業者年金の加入推進活動について

議案第14号 全国農業新聞の普及拡大について

### 5. 報 告

報告第1号 事務局職員の任免について

報告第2号 平成29年度農業委員会活動実績について

### 6. 出席した委員の議席番号及び氏名（19名）

1番	秋谷 進	2番	穴水 佳行	3番	一戸 昭憲
4番	大柳 壽憲	5番	鎌田 清勝	6番	鎌田 政永
7番	工藤 隆志	8番	窪寺 洋志	9番	高坂 繁光
10番	齊藤 光朗	11番	佐藤 紘一	12番	澤田 今日一
13番	堤 武久	14番	奈良岡 めぐみ	15番	西澤 清光
16番	西塚 伸	17番	福士 修身	18番	福田 公夫

19 番 安田 昌樹

7. 欠席した委員の議席番号及び氏名 (0 名)

8. 来 賓

青森市長 小野寺 晃彦  
青森市議会議長 里村 誠悦  
青森市農林水産部長 梅田 喜次

9. 会議に従事した職員の職・氏名

事務局長 舘田 一弥 次 長 對馬 修治 分室長 太田 年紀  
主 幹 堀内 和之 主 幹 岩渕 尚之 主 査 工藤 武  
主 査 佐々木 伸哉 主 事 吉田 愛 主 事 雪田 幸誠  
主 事 立花 夕貴

10. 議事の概要

(開会、会長及び会長職務代理者の互選、議席指定、議事録署名、会期)

○事務局次長

ただ今から、第 1 回青森市農業委員会総会を開会いたします。

《 開 会 》

○事務局次長

ただ今出席の農業委員は、定数 19 名中 19 名となっております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数に達しておりますので本会は成立しております。

今回は農業委員の任期満了後、最初に行われる総会となりますので、はじめに総会の招集者であります小野寺 晃彦青森市長から御挨拶を申し上げます。

小野寺市長、お願いいたします。

《小野寺市長 挨拶》

○事務局次長

続きまして、本日、御臨席いただいております御来賓の、里村 誠悦青森市議会議長から、御祝辞を賜りたいと存じます。

里村議長、よろしくお願いいたします。

《里村議長 祝辞》

**○事務局次長**

ありがとうございました。

もうお一方御出席いただきました御来賓を御紹介いたします。大変失礼ながら、時間の都合により、御芳名のみでの御紹介とさせていただきます。

青森市農林水産部長 梅田 喜次様でございます。御出席ありがとうございました。

ここで、小野寺市長、里村議長、梅田部長におかれましては、次の公務がありますことから、ここで退席となりますことを、お許しいただきたいと存じます。

皆様、どうぞ拍手でお見送りください。

《 来賓退席 》

**○事務局次長**

演台と議長席の準備をしますので、しばらくお待ちください。

《 議長席の準備 》

**○事務局次長**

それでは、会議に入ります前に、本日出席の事務局職員を紹介いたします。

《 事務局次長 事務局職員の紹介 》

**○事務局次長**

それでは、会議に移らせていただきます。

議長は農業委員会会長が務めることになっておりますが、今回は農業委員の任期満了後、最初の総会で会長職が空席となっておりますので、まず会長を選出するための「臨時議長の選任」が必要となります。

臨時議長は、青森市農業委員会総会会議規則第6条に基づき、「農業委員の互選により選出された者」とされておりますが、これまでの慣例では、農業委員の年長者の中から臨時議長を選任しておりますことから、今回は秋谷 進 委員にお願いすることで皆様いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

**○事務局次長**

皆様の同意をいただきましたが、秋谷 進 委員、お願いできますでしょうか。

《 本人の同意 》

## ○事務局次長

それでは、秋谷 進 委員には、議長席の方へお移りいただき、議事進行をお願いしたいと存じます。

《秋谷 進 委員 議長席に着席》

## ○臨時議長（秋谷 進 委員）

暫時、臨時議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

では、最初に、「仮議席の指定」をいたします。

現在、皆様に着席いただいております席を仮議席として指定いたします。

なお、会議での発言については、総会会議規則第 16 条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立いただき、席札の仮議席番号を告げて、発言するようお願いいたします。

では、次第に従いまして、進めて参ります。

「青森市農業委員会 会長の互選」に入ります。互選方法など、事務局から説明してください。

## ○事務局

議案書の 1 ページを御覧ください。

青森市農業委員会 会長の互選について、御説明いたします。

農業委員会会長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条の規定により、委員の互選により選任することになっており、会長は会務を総理し、委員会を代表することになります。

互選にあたりましては、「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」が適用となり、「単記無記名」の投票により行うこととなっております。

なお、「単記無記名での投票」とは、投票券に、自分の名前は書かずに、候補者 1 人だけの名前を書いて、投票するということです。

また、出席委員の全員に異議がない場合は、投票による選挙ではなく、指名推選の方法も採れることとなっております。

これまでの会長は、「東青地区農業委員会連絡協議会」の会長、さらには、同協議会の選任により、「一般社団法人青森県農業会議の常設審議委員」も兼任しておりました。

事務局からは以上です。

## ○臨時議長（秋谷 進 委員）

では、ただ今から「青森市農業委員会 会長の互選」を行います。

選挙の方法は、選挙事務取扱規程第 7 条により、単記無記名の投票によるとされています。

ただ、第 12 条には出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができるかとされております。いかがいたしましょうか。

○10 番（齊藤 光朗 委員）

指名推選で良いと思います。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

いま、指名推選の声がございました。指名推選でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、指名推選で異議なしという声がありました。それでは農業委員の皆さん、どなたか適任者を推薦願います。

○10 番（齊藤 光朗 委員）

いま制度改正で大きな転換期でもあります。合併してから 10 年間、浪岡からばかり出ているということで、今度青森からも出さないといけないという声も二三聞こえておりますけれども、この大変革の時ですので、経験豊富な前会長の福士 修身さんが良いと思ひまして推薦いたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、ありがとうございます。いま、福士さん、17 番 福士 修身さんの推薦の声がありました。どうですか、そのほかに推薦したいという方、いませんでしょうか。

《 な し 》

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、それでは他に推薦する方がいないということで、福士 修身さんを当選人として決定したいと思います。

当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 13 条の規定により、青森市農業委員会会長に当選したことを通知するとともに、就任の承諾を求めます。受諾いただけますでしょうか。

○17 番（福士 修身 委員）

はい、お受けいたします。

○臨時議長（秋谷 進 委員）

はい、ありがとうございます。

では、私の役目はここまでということで、新会長に、議長の席をお譲りしたいと思います。では、新会長に就任の御挨拶をいただき、以降、議事の進行をお願いいたします。どうも、御協力ありがとうございました。

《 福士会長 議長席へ移動 》

#### ○議長（福士 修身 会長）

福士修身でございます。

大変ありがたいことに新会長にさせていただきました。大変苦しい農業情勢でありますけども、農業委員そして最適化推進委員の皆さん、一緒になって頑張っ参りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

#### ○事務局次長

どうもありがとうございました。引き続き、会長には青森市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長役をお願いいたしますが、少しの間準備が必要となりますので、皆様しばらくお待ちください。

#### ○議長（福士 修身 会長）

では、会議を再開します。円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

なお、会議での発言については総会会議規則第16条に基づき、挙手のうえ、議長の許可を得てから御起立をいただき、議席番号を告げてから、発言するようにお願いいたします。

次に次第に従いまして、「青森市農業委員会会長職務代理者の互選」に入ります。事務局から互選方法等を説明してください。

#### ○事務局

議案書の2ページを御覧ください。

青森市農業委員会会長職務代理者の互選について、御説明いたします。

会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定に「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」となっております。

互選にあたりましては、会長職と同様に「青森市農業委員会選挙事務取扱規程」を適用することになります。

事務局からの説明は以上です。

#### ○議長（福士 修身 会長）

選挙の方法は、会長選挙と同様に単記無記名の投票によるとされていますが、出席の農業委員全員に異議がないときは、指名推選によることができるとされております。いかがいたしましょうか。

○12 番（澤田 今日一 委員）

指名推選で良いと思います。

○議長（福士 修身 会長）

指名推選という意見がございましたが、御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、指名推選の方法に決定をいたします。

それでは、委員の皆さんからどなたか適任者を御推薦ください。

○12 番（澤田 今日一 委員）

西澤 委員を推薦いたします。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま西澤 委員という声がございました。御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、西澤 委員が選任されました。西澤 委員を会長職務代理者の当選人と決定いたします。

当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第 13 条の規定により、青森市農業委員会会長職務代理者に当選したことを通知するとともに、就任の承諾を求めます。承諾をいただけますか。

○15 番（西澤 清光 委員）

はい、お受けいたします。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま西澤 委員から承諾いただきました。

それでは、西澤 委員、会長職務代理者の席に移っていただき、就任の御挨拶をお願いします。

○西澤 清光 職務代理者

いま、紹介いただきました西澤です。大役ではありますが、会長を補佐して一生懸

命頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（福士 修身 会長）

どうもありがとうございました。よろしくお願ひをいたします。

次に「議席の指定」をいたします。

皆様には、仮議席に着席いただいておりますが、青森市農業委員会総会会議規則第7条 第1項の規定により、議長が議席を定めることとなっておりますので、現在の席を議席として指定いたします。

次に「議事録署名者の指名」ですが、議長から指名してよろしいかお諮りをいたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議事録署名者は議席番号1番 秋谷 進 委員、議席番号2番 穴水 佳行 委員を指名いたします。両委員、よろしくお願ひします。

引き続き、会期を定めます。会期は本日1日と決定してよろしいかお諮りいたします。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第1号を議題とします。事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の5ページを御覧ください。

農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うために新設されるものです。

推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農業委員会が委嘱することとされており、委嘱にあたっては担当する区域を定めなければならないとされております。

議案書の5ページには、推進委員候補者19名及び担当する19区域を掲載しております。担当区域については、青森市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規則で定められており、同規則により昨年10月に推薦及び応募で受付した方を、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会で審議し、選考された方を候補者として掲



載しております。

委嘱期間については、本日平成 30 年 4 月 5 日から平成 33 年 3 月 31 日まで約 3 年となります。

事務局からの説明は以上です。

**○議長（福士 修身 会長）**

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問や御意見がありましたら、御発言ください。どなたかございませんか。

《 な し 》

**○議長（福士 修身 会長）**

それでは、お諮りをいたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

**○議長（福士 修身 会長）**

異議なしと認め、議案第 1 号については、原案のとおり決定いたします。

それでは、事務局は農地利用最適化推進委員の皆様の御紹介をお願いします。

《 事務局：農地利用最適化推進委員を紹介 》

**○議長（福士 修身 会長）**

次に、議案第 2 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

**○事務局**

議案書の 7 ページを御覧ください。

青森市農業委員会総会会議規則の一部改正につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、部会が廃止され、これまでの農地部会を総会として毎月開催することとなったことから、これまで 4 月と 1 月に行われていた総会と毎月開催される総会とを区別するため、4 月と 1 月の総会を「定例総会」、毎月開催の総会を「月例総会」と改めるために、第 6 条を追加し、第 7 条に、月例総会の議長は農業委員のうちから会長が指名する者をもって充てることのできるという文言を追加し、その他所要の改正をするものです。

改正案については、議案書の 7 ページから 10 ページにかけて掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第2号については、原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第3号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の12ページを御覧ください。

青森市農業委員会選挙事務取扱規程の一部改正につきましては、第2条で青森市農業委員会総会会議規則の第6条を引用していましたが、先程御説明いたしました青森市農業委員会総会会議規則の一部改正により、第6条が第7条に改められたことから、第6条を第7条にするものです。この他に、字句を改めるものです。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

説明が終わりました。御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第3号については、原案のとおり決定をいたします。  
次に、議案第4号を議題とします。事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

**○事務局**

議案書の15ページを御覧ください。

青森市農業委員会事務処理規程の一部改正につきましては、青森市農業委員会総会議規則の一部改正で、総会を「定例総会」と「月例総会」に表現を区別したことから、分掌事務を定めている第5条の振興チームの第7号を、定例総会の会議に関する事項に改め、農地チームの第6号に月例総会の会議に関する事項を追加し、号のずれを改めるとともに、身分を示す証票を定めている第14条に農地利用最適化推進委員を追加し、それに伴い様式第5号を追加するものになっております。

事務局からの説明は以上です。

**○議長（福士 修身 会長）**

説明が終わりました。御意見ある方いましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

**○議長（福士 修身 会長）**

それでは、お諮りをいたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

**○議長（福士 修身 会長）**

異議なしと認め、議案第4号については、原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第5号と議案第6号についてですが関連がありますので、一括して事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

**○事務局**

議案第5号の説明の前に、議案書とは別にお配りしております、A4横版の別紙「青森市農業委員会新制度における組織体制」を御覧ください。農業委員会定例総会の下に運営協議会と農地利用最適化協議会がございます。

運営協議会はこれまでも設置されていた組織で、定例総会前等に必要に応じて開催する協議会です。詳細は後程、規約改正の際に御説明いたします。

農地利用最適化協議会は、農業委員と推進委員が連携し、農地等の利用の最適化に関する事項等を協議するため、新たに設置する組織です。詳細は後程規約の制定の際

に御説明いたします。

農地利用最適化協議会の下に、青森第1ブロック部会、青森第2ブロック部会、浪岡ブロック部会がありますが、こちらも新たに設置する組織で、ブロック毎に農業委員と推進委員が連携し、農地等の利用の集積及び集約化の調整や、遊休農地の現状確認、発生防止及び解消等に取り組む組織です。

この他に、親睦組織である農業委員会友交会がございます。親睦組織はこれまでも設置されていた組織で、農業委員会定例総会や、東青地区農業委員会大会終了後の懇親会や、友交会主催の視察研修等を行っています。別紙についての説明は以上です。

続いて議案書 17 ページを御覧ください。

議案第5号の青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約の制定について、主な内容について御説明いたしますが、その前に1箇所文言の追加がございます。

第8条「会議で協議した事項は総会に報告するものとする」の「総会」の前に「定例」を追加し、「定例総会」とするものです。

それでは説明に移ります。

農地利用最適化協議会は、平成30年度から青森市農業委員会が新制度へ移行し、新たに農地利用最適化推進委員が加わり、農業委員と推進委員が連携し農地等の利用の最適化の推進に取り組むために新たに設置するものです。

所掌事務は第2条に記載している農地等の利用の最適化に関する事項、農地法その他の法令による農地等の利用調整に関する事項、その他農業委員会が必要と認める事項となっております。

協議会の定数は、農業委員会会長が指名する農業委員6人と各ブロックから推薦された推進委員6人です。内訳は、各ブロック部会で農業委員2人、推進委員2人を想定しています。

会長は、農業委員の中から互選により決定し、副会長は協議会会長が、農業委員及び推進委員から各1人ずつ指名します。また、会長は、協議会を総理し、協議会を代表します。この他に協議会にオブザーバーとして、農業委員会会長及び会長職務代理者を置くこととなっております。議案第5号の説明は以上です。

続きまして議案書 19 ページを御覧ください。

議案第6号の青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会設置要綱の制定について、主な内容について御説明いたします。

青森市農業委員会農地利用最適化ブロック部会は、農地等の利用の最適化を円滑に推進するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員とも密接な連携に寄与するとともに、各ブロックにおける諸課題の把握と問題解決に向けた取組みに資するため設置することとしております。

ブロック部会の活動は、第2条に記載しておりますが、農地等の利用の集積及び集約化の調整や、遊休農地の現状の確認、発生防止及び解消、新規参入者への支援、農業者との相談及び支援、総会の審議案件に係る現地確認報告の調整等としております。

また、ブロック部会は、議案書 21 ページの別表に記載しているブロック毎に組織することとしております。

各ブロック部会は当該ブロックに密接に関わる農業委員及び当該ブロックを担当する推進委員をもって組織しますので、全ての農業委員及び推進委員は、いずれかのブロック部会に所属することとしております。各ブロックには、部会長と副部会長を1人ずつ置き、部会長については、農地利用最適化協議会委員である農業委員及び推進委員の中から互選により決定することとしております。

事務局からの説明は以上です。

**○議長（福士 修身 会長）**

ただいま事務局からの説明がございました。これらについて御質問や御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。どなたかございませんか。

《 な し 》

**○議長（福士 修身 会長）**

それでは、お諮りをいたします。

議案第5号と第6号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

**○議長（福士 修身 会長）**

異議なしと認め、議案第5号と議案第6号については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

**○事務局**

議案書の23ページを御覧ください。

青森市農業委員会の運営に関する規約の一部改正につきましては、農業委員会が新制度へ移行し、部会の廃止、委員の選出方法、農地利用最適化推進委員の新設に伴う所要の改正を行うものです。

改正案については、議案書の23ページと26ページにかけて掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

**○議長（福士 修身 会長）**

ただいま事務局からの説明がございました。これについて御質問、御意見ありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第7号については、原案のとおり決定いたします。

次に、運営協議会委員候補者、農地利用最適化協議会委員を選任するために、ここで会議を暫時の間休憩をいたします。

《 暫時休憩 午後2時46分 》

《 会議再開 午後3時10分 》

○議長（福士 修身 会長）

皆さんおそろいですので、休憩を取り消して、会議を再開します。

次に、議案第8号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の27ページを御覧ください。

「運営協議会委員の選任」につきましては、総会で選任し、その委員数は7人をもって組織することになります。

農業委員会会長、会長職務代理者は、同規約に基づき自動的に就任いたします。

このほかに、農業委員から2人、農地利用最適化推進委員からも2人、後程決定する青森市農業委員会友交会会長、以上の7人から構成されることになります。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

それでは先程協議で選出された方々を事務局で一覧にまとめましたので、一覧を配付してください。

《 資料配付 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは運営協議会委員の候補者は、ただ今配付した一覧表のとおりでございます。

お諮りをいたします。運営協議会委員の選任については、お配りした一覧表のとおり

りに決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、お配りした一覧表のとおり決定をいたします。当選人には本席から青森市農業委員会選挙事務取扱規程第13条の規定により、青森市農業委員会運営協議会の委員に選任したことを通知し、就任の承諾を求めます。

承諾をいただけますか。

《 就任の承諾 》

○議長（福士 修身 会長）

よろしく願います。

それでは議案第8号につきましては、以上のとおり決定をいたします。

次に、議案第9号と議案第10号についてですが、関連がありますので、一括し事務局からの議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案第9号及び議案第10号を一括して御説明いたします。

議案書の29ページを御覧ください。

まず議案第9号についてですが、現在青森市農業委員憲章については、平成17年4月に制定されたものとなっておりますが、平成28年4月に農業委員会法が改正されたことに伴い、同年5月26日開催の全国農業委員会会長大会において、新たな農業委員会憲章が採択されました。

このため、当農業委員会においても、このたびの新制度移行に伴い、新制度の内容に沿った新たな憲章が必要となるため、現在の憲章を廃止するものです。

議案書の31ページを御覧ください。

議案第10号は、議案第9号で廃止する予定の青森市農業委員憲章に替わり、新たな憲章の制定を提案するもので、内容については、平成28年5月26日の全国農業委員会会長大会において採択された、農業委員会憲章を基にして、案を作成しております。

まず、名称ですがこれまでの農業委員に加え、新たに農地利用最適化推進委員が設置されたことから『青森市農業委員憲章』から『青森市農業委員会憲章』となっております。

次に、前文が新たに設けられ、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって憲章を遵守することを誓う内容となっております。

項目ごとの内容については、案を読上げさせていただいて、説明したいと思います。

- 一．農業委員会は、農業・農村・農業者の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、市民の期待と信頼に応えます。
- 一．農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一．農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一．農業委員会は、認定農業者や新規参入等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一．農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。
- 一．農業委員会は、青森市の恵まれた自然環境を生かした農業の発展に努め、魅力ある農業をめざします。

憲章案の項目 5 つ目までは、基本的に全国農業委員会会長大会で採択されたものを踏襲しておりますが、1 つ目の「農業・農村・農業者の代表として」という部分は、これまでの農業委員憲章に倣い「農業者」という文言を追加しております。

また、最後の項目については、本農業委員会独自の項目となっております。

なお、新憲章の制定日は本日平成 30 年 4 月 5 日となります。

事務局からの説明は以上です。

#### ○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

#### ○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第 9 号と議案第 10 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》



## ○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第 9 号と議案第 10 号については、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 11 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

## ○事務局

議案書の 33 ページを御覧ください。

「平成 30 年度の主な事業計画（案）」ですが、項目の 1 から 10 まで掲載しております。

まず、1 の『定例総会』につきましては、本日、第 1 回定例総会のほか、来年 1 月に第 2 回定例総会を予定しており、案件は今年度行う農地パトロールの結果報告などを予定しております。

2 の『月例総会』については、毎月 10 日前後に開催する予定としております。①農地の権利関係等は、これまでの旧農地部会の内容で毎月審議いたします。

②関係機関に提出する要望事項の審議については 6 月に行い、③平成 31 年度の農作業標準労賃の策定については 12 月に予定しております。②と③についてはこれまでの旧農業振興部会で審議していた内容になります。

3 の『運営協議会』につきましては、記載のとおりとなっております、4 の『遊休農地対策』につきましては、農業委員と推進委員が連携して農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・確認を行うこととしております。

5 の『農地あっせん会議』と 6 の『和解仲介会議』につきましては、個別の事案に応じて随時開催する予定となっております。

7 の『青森県農業会議関係』につきましては、①から⑤に記載しているとおりの内容となっております。

8 の『東青地区農業委員会連絡協議会関係』につきましては、青森市が事務局を担任しているんですけど、今年度の東青地区農業委員会大会及び研修会は、7 月 27 日（金）に今別町で開催する予定となっております。

9 の『研修会等』につきましては、各種制度や法律等について理解を深めることを目的とした研修の開催の予定のほか、公費による当委員会主催の県外視察研修を予定しております。

10 の『農業委員会活動』についてですけれども、農業委員、推進委員の皆様が、日常的に実施する活動をもとに、特に「農業者年金への加入推進」と「全国農業新聞の普及推進」について、御尽力いただければと考えております。

また、『家族経営協定』の推進にも積極的に取り組む必要がありますので、情報提供などの御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問、御意見ありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第 11 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第 11 号については、原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第 12 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

「点検・評価」及び「活動計画」については、農地法の権限事務など、農業委員会が行った主な活動実績、そして今後の活動計画を、農業委員会の適正な事務実施のために、毎年、県に提出して公表しているものです。

議案書の 35 ページを御覧ください。

35 ページから 42 ページまでが、平成 29 年度の活動実績を記載している「点検・評価」となっております。

35 ページから、「農業の概要」と「農業委員会の現在の体制」を記載しております。

36 ページをご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化の実績についてです。

「1 現状及び課題」に記載のとおり、これまでの集積面積は 2,972.4ha で、集積率は 34.8%となっております。

「2 平成 29 年度の目標及び実績」についてですけれども、集積実績等の数値については、市の農業政策課の方で取りまとめて集計しておりますが、平成 29 年度の最終的な数値が固まるのが 4 月の中旬予定とのことで、現段階で記載しているのは平成 28 年度実績の数値を掲載しております。実際に県・国に提出する際は、平成 29 年度実績を確認して、その上で修正して提出したいと考えております。

37 ページをご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については「2 平成 29 年度の目標及び実績」に記載のとおり、目標 6 経営体に対し、実績が 17 経営体、また、面積については、目標が 4.1ha に対し、実績が 19.3ha となっております。

続いて 38 ページです。「遊休農地」に関する措置の実績ですが、「1 現状及び課題の遊休農地面積」に記載しているとおり、現状としては 169ha の遊休農地を確認して

おります。平成 29 年度の解消実績については「2 平成 29 年度の目標及び実績の解消実績」の欄に記載のとおり 13ha となっております。

「3 2 の目標の達成に向けた活動」については、上段の部分については利用状況調査及び遊休農地の所有者等への利用意向調査の活動計画、それについての活動実績を記載しております。

39 ページです。「違反転用への適正な対応」ですが、県へ報告した違反転用についてはありませんでした。

40 ページになります。事務に関する点検で、29 年度については、農地法第 3 条に基づく貸借等の許可事務の処理件数が 161 件、農地転用に関する事務の処理件数が 41 件となっております。

続いて 41 ページです。「3 農地所有適格法人からの報告への対応」という所でこちらについては、「賃借料情報の調査・提供」をはじめとした情報の提供等についての実施状況となっております。

42 ページです。上段の方に地域の農業者等からの要望・意見について、下段の方が総会等の議事録の公表など、事務の実施状況の公表方法等について記載しております。

43 ページは「1 農家・農地等の概要」や「2 農業委員会の現在の体制」などを記載しております。

44 ページお願いします。「担い手への農地の利用集積」と「新規参入」の目標等を記載しております。

45 ページについては、「遊休農地に関する措置」と「違反転用への適正な対応」ということで記載しております。

「点検・評価」及び「活動計画」につきましては、本日の総会での承認後、市のホームページで公表し、公表後速やかに県に報告する運用となっております。

事務局からの説明は以上です。

#### ○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問や御意見がありましたらどうぞ。どなたかありませんか。

《 な し 》

#### ○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第 12 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

#### ○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第 12 号については、原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第 13 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

## ○事務局

議案書の 47 ページを御覧ください。

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定という福祉の向上、併せて、農業者の確保という政策目的を有した制度で、積立方式を採用し、要件を満たした場合に保険料の国庫補助を受けることができ、支払った保険料の全額が社会保険料控除となる等、他に比べ有利な年金と評価されており、この制度を農業者に広く周知し、一人でも多くの新規加入者を確保することが課題となっております。

また一方で、国から示された「第 4 期中期目標」により、農業者年金基金では、業務受託機関等と連携し、新規加入者年間 3,800 人、うち、20 歳から 39 歳の加入推進目標を 2,800 人、女性農業者の加入推進目標を 1,300 人とした目標に向けて、今後の活動計画等を現在策定中でございます。

なお、青森市の平成 30 年度新規加入目標数も、現在、農業者年金基金及び青森県農業会議において策定中であり、今年度から、新しく女性の加入推進目標が導入される予定となっております。

次に、昨年度の取組内容については、資料の 3 番に記載しておりますが、昨年 4 月に開催した第 4 回農業委員会総会での、年間の事業計画の策定において、農業委員個々により加入推進の取組みを積極的に図ることとしたほか、広報あおもりに記事を掲載するなど、計 4 点を記載しております。

取組の結果については、資料の 4 番に記載のとおり、平成 30 年 3 月 8 日現在の青森市内の被保険者数は 44 名で、そのうち新規加入者数は、目標数 7 名のところ、実績は青森地区 3 名で、加入勧奨中の者は、青森地区 2 名、浪岡地区 1 名となっております。

次に、48 ページには 5 番に「加入推進活動の課題」として、(1) 制度の周知と普及から (3) 実施体制までの 3 点、計 10 項目を記載しております。

以上を踏まえた、6 番「平成 30 年度加入推進強化の取組み」ですが、1 点目として、広報媒体を活用すると共に、各種会合等の機会を利用して普及活動を実施し、2 点目として、「加入推進名簿」を作成し、3 点目として、各農業委員・農地利用最適化推進委員が、年間 1 人以上の新規加入者の確保を目標に、農協や事務局と一体となって、戸別訪問を中心とした活動を行うと共に、農業者年金協会等の関係機関との連携を密にし、適時の情報収集に努めることにより、新規加入者確保に向けて、粘り強く活動していきたいと考えております。

なお、平成 28 年度から加入推進表彰が実施されております。この表彰は、新規加入者を前年度に 3 人以上確保した者に対し、青森県農業会議会長及び青森県農業者年金協会会長の連名により、表彰状並びに副賞が贈呈されるものです。

今年度の活動実績により、来年度の受賞者が決定されますので、今後示される目標を達成するためにも、委員の皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま、事務局からの説明がございました。これについて御質問、御意見がありましたら、どうぞ御発言ください。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第 13 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第 13 号については、原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第 14 号を議題とします。事務局から議案の朗読と説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 51 ページを御覧ください。

農業委員会法の改正が行われたことにより、「農地利用の最適化」が農業委員会における必須業務となりました。この「農地利用の最適化」を進めるに当たり、情報提供活動は必要不可欠であり、「全国農業新聞」の普及推進は重要なものとなっております。

また、「全国農業新聞」は、農業・農村における状況変化を的確に伝え、地域農業の担い手づくりや経営改善・地域おこしの取組みを支援し、農業委員会活動に対する理解を促進するためにも、更なる普及拡大に努める必要があります。

2 番に「普及目標部数」、3 番に「購読部数の現状」を記載しております。青森市は普及目標の 78 部に対しまして、平成 30 年 3 月 1 日現在で青森地区 56 部、浪岡地区 16 部の計 72 部となっております、普及目標を 6 部下回っております。

4 番に「重点普及対象」として、認定農業者や集落営農関係者などの 10 の対象者を挙げておりますが、これを念頭に、5 番の「農業委員会による普及拡大運動の取組み」を進めようとするものであります。

なお、新規普及部数を 3 部以上獲得した農業委員・農地利用最適化推進委員に対し、青森県農業委員会大会で『普及拡大特別賞』が授与されることとなっております。

当委員会における過去 3 年の『普及拡大特別賞』の実績ですが、平成 27 年度は 2 名、平成 29 年度は 1 名の農業委員が受賞しております。農業委員並びに推進委員の皆様にはより一層の御協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

説明が終わりました。御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

それでは、お諮りをいたします。

議案第 14 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

《 異議なしの声 》

○議長（福士 修身 会長）

異議なしと認め、議案第 14 号については、原案のとおり決定をいたします。

それでは、議案審議はここまでとし、報告事項に入ります。事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の 53 ページを御覧ください。

報告事項の 1 件目は、「事務局職員の任免について」となっております。

去る 2 月 15 日、平成 30 年度の人事異動案について人事課から協議があり、その後、農業委員会会長、会長職務代理者、事務局長にて検討した結果を人事課に提出いたしました。この後、3 月 23 日に人事異動の内示があり、その結果を本日の総会に報告するものです。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第 1 号について報告がございました。御意見、御質問ありましたらどうぞ。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

無いようですので、事務局から新しい職員を御紹介いたします。

《 事務局長から職員紹介 》

○議長（福士 修身 会長）

ありがとうございました。

続いて、報告第2号に入ります。事務局から、報告事項の朗読と説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

議案書の55ページを御覧ください。

報告事項の2件目は「平成29年度 農業委員会活動実績について」です。

最初に「農業委員会活動の概要」ですが、議案書の55ページから58ページにかけて、計3回の農業委員会総会の概要について、議案と審議結果を議事録に基づき記載しております。

次に、58ページの中段には、計2回開催の「運営協議会」の協議案件を記載しております。

59ページには「農地パトロール説明会」の内容、「新制度組織検討委員会」の検討内容、「農業委員等募集説明会」の開催概要、「農業委員会委員候補者選考委員会」の開催概要を記載しております。

60ページには「農地利用最適化推進委員候補者選考委員会」の開催概要、「その他、関係する主な会議・研修」などへの出席、参加について記載しております。

続きまして、「農地部会 活動報告」ですが、62ページから63ページにかけて、年間の各法令別の処理状況を記載し、64ページから65ページにかけて、月別処理状況を表に記載し、報告案を編成しております。

ここで資料の訂正がございます。65ページの左側に「H29」と記載している場所が2箇所ございます。上と下の方です。下の「H29」は「H30」の誤りとなっておりますので、訂正いたします。

最後に、「農業振興部会 活動報告」ですが、66ページから67ページにかけて、計2回開催の審議概要を議事録に基づき記載しております。

事務局からの説明は以上です。

○議長（福士 修身 会長）

ただいま報告第2号について説明がございました。何か御質問ありませんか。

《 な し 》

○議長（福士 修身 会長）

無いようですので、報告事項については以上といたします。

以上で予定された案件は、全て終了いたしました。

その他事務局から何かありませんか。

○事務局

(事務局から「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定について)  
(事務局から「農地利用最適化業務活動日誌」の提出について)

○議長(福士 修身 会長)

それでは皆さんの方から何かございませんか。

○1番(秋谷 進 委員)

定例総会と月例総会の日について分かっているならば教えてほしいのですが。

○事務局次長

(定例総会と月例総会の開催予定を説明)

○議長(福士 修身 会長)

他にある方いらっしゃいませんか。

○議長(福士 修身 会長)

無いようですので、以上で会議を終了いたします。  
皆様には、円滑な議事運営に御協力いただきありがとうございました。

○事務局次長

ありがとうございました。

それでは最後になりますが、本日制定いたしました「青森市農業委員会憲章」の唱和をいたします。議案書の31ページを御覧ください。

会長が前文を朗読した後、冒頭の「一、農業委員会は、」の部分会长が読み上げますので、会長の後に続いて全員で御唱和していただきます。

恐れ入りますが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様、その場で御起立をお願いいたします。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

○福士 修身 会長

それでは私が前文を読みますので、委員の皆様、最適化推進委員の皆様、後に続いて御唱和をお願いいたします。

《 青森市農業委員会憲章 唱和 》

○事務局次長

ありがとうございました。御着席いただきます。

最後に、閉会の宣言を西澤会長職務代理者からお願いいたします。



○西澤 清光 会長職務代理者

これをもちまして、第1回青森市農業委員会総会を閉会いたします。

《 閉 会 》